

2020年3月

会員各位

「倶楽部ハウス内全面禁煙化」のお知らせ

この度、健康増進法の受動喫煙防止の措置に関する法律に基づき、ハウス内全面禁煙を実施する運びとなりました。会員様及びご利用のお客様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

内容 倶楽部ハウス内全面禁煙

※加熱式タバコや電子タバコなどのご利用もお控え下さい

実施日 2020年3月31日（火）

実施日までにハウス内の喫煙スペースをすべて撤去いたします。
喫煙をご希望の方は、玄関脇、マスター室脇、レストラン出口など
ハウス外の喫煙所をご利用頂きますようお願い申し上げます。

以上

三鈴カントリー倶楽部
支配人

（参考）健康増進法第25条の5

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙をすわされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。